

# 熊本県有明海区漁業調整委員会

## 第500回議事録

令和2年（2020年）12月14日開催

## 第500回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和2年(2020年)12月14日(月) 午後2時から

開催場所 県庁本館 801会議室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 浜口多美雄  
中尾利秋 南本健成 岸田光代

(欠席委員) 浅田敏彦 八塚夏樹

(漁業取締事務所) 技師 寺中 勝彦

(水産振興課) 主幹 鮫島守、主幹 松尾竜生、参事 香崎修  
参事 高日新也

(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 多治見誠亮  
技師 東海林明

議事

(1) 議題

第1号議案

漁業許可の有効期間について(諮問)

第2号議案

漁業の許可又は起業の認可基準について(諮問)

第3号議案

現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について(諮問)

第4号議案

たこつば漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第5号議案

漁業許可の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第6号議案

熊本県資源管理方針の改定について(諮問)

第7号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」「まいわし」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)

第8号議案

アサリの採捕制限に関する委員会指示の廃止について(指示)

(2) 報告

- 1) 海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程について
- 2) 九州ブロック会議に係る書面決議について

事務局

定刻になりましたので、第500回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第500回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第500回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は藤森委員と岸田委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思いますが、事前に水産振興課より、議題(1)の第1号議案「漁業の許可の有効期間について」から第4号議案「たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」までは、前回の本委員会で照会した内容であることから、まとめて説明したいとの提案がっております。

質疑応答や審議は、それぞれ行いたいと思います。

説明は、まとめて行っていただいでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

それでは、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

本日の第1号議案から第4号議案にかけては、前回の本委員会にて「照会」という形でご意見を伺わせて頂き、異議ない旨の御回答を頂いておりますが、本来であれば、根拠となる熊本県漁業調整規則に基づく「諮問」という形でご意見をお伺いする必要がございました。

ただ、漁業調整規則の改正作業を進める中で、漁業法が施行される前日の11月30日に公布、12月1日に施行というスケジュールが想定され、かつ、第1号議案から第4号議案にかけては、漁業法

が施行される前までに作業を進めなければならない事案であったことから「諮問」ではなく「照会」という形でご意見を伺わせて頂きました。

今回、11月30日付けで改正された漁業調整規則が公布、12月1日付けで施行されましたことに伴い、本来の規則に基づく「諮問」という形で、改めて手続きを行わせて頂きたいと思っております。

また、議案の内容につきましては、前回の委員会にて異議ない旨ご回答を頂きました内容と同一であることから、説明につきましては、まとめて概要のみとさせていただきます、その後、各議案毎に御審議頂きたいと思っております。

それでは、説明に入らせて頂きます。

資料5ページを御確認ください。第1号議案の許可の有効期間についてです。

許可の有効期間につきましては、改正漁業法では許可の有効期間が5年を超えない範囲内と規定されたため、改正後の熊本県漁業調整規則においても、同様に5年を超えない範囲内と規定しています。

しかしながら、改正漁業法により、毎年の実績報告が必要になることや、公示に基づき幅広く許可の希望者を募ること等の改正が行われていることから、従来どおり、現在の許可の有効期間毎に、許可を必要とする者を確認するとともに、必要に応じて許可枠を見直していくことが適当であると考えています。

そのため、将来的に5年へ移行することを踏まえて、引き続きこれまでの有効期間での運用を継続していきます。

また、許可の有効期間の途中で新規許可を行う場合についても、漁業調整上、現在と同様に、同一の漁業種類についてはその満了日をすべて同一の期日にあわせる形にします。

続きまして、資料9ページを御確認ください。

第2号議案の漁業の許可又は起業の認可基準についてです。

今後は、許可を行う際は、制限措置として、許可する数を公示することとなりますが、公示した数を超える申請があった場合は、この基準に基づき、許可する者を定めることとなります。第3の許可等の基準が順位付けをしている箇所となりますが、順位付けの考え方としては、当該漁業への依存度を考慮しております。本県の漁業者の場合、いくつかの漁業種類の許可を保有し、時期毎や漁獲対象種の来遊状況等によって、許可を使い分けて操業している実態が多く、一つ一つの許可への重要度が高い、と考えています。そのため、現在主として当

該漁業を営んでいる方が引き続き漁業を営めるよう、現在許可を保有している者が最も優先的に許可される順序としています。

なお、本基準はあくまでも公示した数を超える申請があった場合の許可基準となりますが、公示する数については、その都度、事前に関係漁協に状況を確認した上で、新規就業の要望があれば、その数も踏まえて設定したいと考えています。そのため、新しく漁業を始めたい、という方の就業の機会を逃すことがないよう、対応していきたいと思えます。

続きまして、資料13ページを御確認ください。

第3号議案の現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置についてです。

改正漁業法が施行される前に許可されたものについては、漁業法附則第8条により、改正漁業法に基づく許可を受けたものとみなされますが、現在許可している漁業については、その制限措置が明らかでないため、この規定を適用するにあたり、その制限措置の内容を定め、公示する必要があります。

なお、本県の場合、許可のパターンが約800種類におよび、膨大な資料になりますので、前回の委員会と同様にその一部として、流し網の例のみを添付しておりますが、本公示につきましては、あくまでも許可を受けている方が施行時に許可を受けたものとみなされるために必要な手続き、という位置づけとなります。

続きまして、資料23ページを御確認ください。

第4号議案たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間についてです。

こちらは、第3号議案の制限措置の公示とは異なり、実際に募集をかける内容となります。

たこつぼ漁業につきましては、令和2年2月28日に許可の有効期間を迎えますので、引き続き、許可を行うために、制限措置及び申請する期間を定めて公示する必要があり、12月8日付けで公示を行っております。

以上、御審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長	<p>特にないようですので、第1号議案から審議に入りたいと思います。第1号議案「漁業の許可の有効期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは異議がない旨、答申します。 引き続きまして、第2号議案「漁業の許可又は起業の認可基準について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>れでは異議がない旨、答申します。 引き続きまして、第3号議案「現に許可を受けた者が営む漁業の制限措置について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは異議がない旨、答申します。 引き続きまして、第4号議案「たこつぼ漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは異議がない旨、答申します。 引き続きまして、第5号議案「漁業許可の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。 資料の33ページをご覧ください。 本議案につきましては、第5号議案のたこつぼ漁業の制限措置の公示と同様に、実際に募集をかける内容となります。 今回、熊本県漁業調整規則第4条第1項第6号に規定する流し網漁業（中目流し網漁業）に係る新規の許可の要望がありましたので、新たに許可するために、当該漁業に係る制限措置及び申請する期間を定</p>

めて公示する必要があります。

表をご覧ください。表の見方につきましては、たこつぼ漁業と同様です。

制限措置の内容につきましては、操業区域毎に定めていくこととしております。

漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶のトン数及び馬力数につきましては船舶の総トン数は5トン未満、馬力数は定めなしとなっております。

また、許可をすべき船舶の数については、関係漁協と調整の上、要望があった数を記載し、漁業調整上の必要性から、漁業を営む者の資格として、その地域の住所要件及び漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者であることを規定しています。

申請期間については、令和2年（2020年）12月16日から令和2年（2020年）12月23日としています。

また、備考として、許可の有効期間や許可の条件についても記載しています。

説明は以上になります。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

9節とか10節とか目合や長さについての明記がないが、いいのか？

水産振興課

長さや目合の制限については、資料の備考に記載しています。

藤森委員

分かりました。説明がなかったものだから。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、第5号議案「漁業許可の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は異議なしということで、よろしいでしょうか。



委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、答申します。  
引き続きまして、第6号議案「熊本県資源管理方針の改定について」  
水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。資料は39ページからとなります。  
熊本県資源管理方針につきましては、TACの対象となる特定水産  
資源の管理の手法などを定め、12月1日に施行したところです。

今後、この方針に基づく資源管理を実施していくこととなりますが、  
現在のところ、策定した方針の中では、具体的な魚種の記載を行って  
はいません。

そこで、今回は、来年1月1日から新たな管理年度が始まる「まあじ」  
及び「まいわし」の資源管理の方法について、諮問させていただきます。

資料47ページにてご説明をしますのでご覧ください。

「まあじ」につきましては、これまで「若干」という配分でありまし  
たが、来年1月1日からも、その取扱いとほぼ同様の「現行水準」と  
いう配分になる予定です。

そこで、本県では、管理区分を細分化せず、第2の1のとおり、熊  
本県まあじ知事管理区分として、県全体で漁獲量を管理していく形と  
します。

なお、「現行水準」は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管  
理という意味ですが、具体的な数量による漁獲可能量ではないため、  
法33条に基づく採捕の停止の適用はありません。

この運用につきましては、②において、漁獲量報告の対象者を漁業  
種類別に規定しています。

中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業、定置漁業に続いて、  
オで「熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある  
者がまあじを採捕する漁業」、としています。

このオにつきましては、簡潔に言うと「その他」のことで、これを  
盛り込むことで、熊本県内を根拠地とする漁業者がまあじを採捕した  
場合は、どこに水揚げしても、全て報告をいただくこととなります。

この記載につきましては、本県の場合、一本釣りや刺網等、個人で  
操業される漁業者が多く、毎月の報告は漁業者や漁協職員の負担につ

ながりますので、国の全国一律にやっていく、という指導の中、ギリギリのタイミングまで、国と必要性の協議を進めてきたところです。

協議の結果としましては、今後様々な魚種がTAC管理に移行していく、という水産改革の大きな流れがある中で、漁獲量報告は、本県にとっても今後ますます重要になっていくものと捉え、この形で整理した次第です。

報告のタイミングにつきましては、中段の（２）ですが、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとしておりますので、初回は来年2月10日までに報告をいただくこととなります。

今後、報告の方法等について、各漁協や漁業者の皆様にも、周知を図ってまいりたいと思います。

第4では、現行水準で管理を行う際に必要となる、漁獲努力量の規定をしています。

今回設定する努力量は、表にある4つの漁業種類について、船舶の隻数や漁具の数を設定しており、その上限は、許可の定数または現在の免許の数としています。

これにより、現在許可や免許を持っている漁業者はすべてこれまでどおりの操業が可能になるとしています。

まいわしにつきましても、まあじとほぼ同様の管理手法をとっていきたいと考えております。

水産振興課からは以上です。御審議のほどお願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

特にないようですので、第6号議案「熊本県資源管理方針の改定について」は異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、答申します。

引き続きまして、第7号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」「まいわし」の知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

宜しくお願い致します。資料の59ページをお開きください。

特定水産資源「まあじ、まいわし対馬暖流系群」について、諮問させていただきます。

さきほど第6号議案でお諮りいただきましたことと一部重複しますが、要点のみ改めてご説明いたします。

漁業法改正に伴いいわゆるTAC魚種の取扱いが順次変わっていきますが、この「まあじ・まいわし」がその第1陣になります。来年1月1日から12月31日までが管理期間です。

いずれの魚種も、期間中の漁獲可能量は、これまでの「若干」から「現行水準」に変わります。漁獲可能量としての取扱いについて、採捕の停止の適用はありませんが、さきほどのご説明のとおり、漁獲報告の義務が巻き網等以外の全漁業種類に拡大することが大きな変更点となります。

なお、今後のTAC魚種の諮問予定ですが、4月から新しい管理期間に入る「くろまぐろ」を3月までの間に、また7月から改まる「まさば・ごまさば」については6月までに諮らせていただく予定です。

私の方からのご説明は、以上になります。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

特にないようですので、第7号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」「まいわし」の知事管理区分に配分する数量について」は異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、答申します。

引き続きまして、第8号議案「アサリの採捕制限に関する委員会指示の廃止について」事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

資料は63ページをご覧ください。

まず、これまでの経緯ですが、現在、アサリの資源保護を目的とした委員会指示を、熊本県漁業協同組合連合会からの要望により、次の(1)のとおり発出しています。有明海区については、65ページに、現在の委員会指示の内容を添付しておりますが、「熊本県有明海区において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない」という内容で、平成20年4月より指示を発出しております。

次に、2.当委員会指示を廃止する理由ですが、これまで漁業調整規則において殻長20ミリメートル以下の採捕を制限していましたが、この度の漁業法の改正に伴い、委員会指示と同様の殻幅12ミリメートル未満の採捕を禁止する内容に規則を改正したため、本委員会指示を廃止することとしています。

今後は、委員会指示でなく、直接罰則の対象となる、漁業調整規則により、引き続き、採捕を制限していくこととなります。

なお、廃止にあたりましては、本委員会指示を廃止する指示を発出することとしています。

御審議よろしく申し上げます。

議長 事務局から説明がありました。委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同 なし。

議長 特にないようですので、第8号議案「アサリの採捕制限に関する委員会指示の廃止について」は、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局 それでは、資料67ページをご覧ください。  
委員会指示(案)を読み上げさせていただきます。  
熊本県有明海区漁業調整委員会指示第〇〇号  
熊本県漁業調整規則の改正に伴い、令和2年(2020年)4月7

日付け熊本県有明海区漁業調整委員会指示第43号を令和2年（2020年）〇月〇日付け、こちらは県公報掲載日となりますが、をもって廃止する。

令和2年（2020年）〇月〇日、こちらも県公報掲載日となります、熊本県有明海区漁業調整委員会会長、橋本孝。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

それでは、特に無いようですので、第8号議案「アサリの採捕制限に関する委員会指示の廃止について」は、事務局の案のとおり委員会指示を発出いたします。

引き続きまして、議事2の報告1「海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程について」事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

意見の聴取に関する手続規程の制定について御説明いたします。

資料71ページをご覧ください。

漁業法の改正に伴い、新たに制定した「意見の聴取に関する手続規程」を示しております。

意見の聴取に関する手続規程につきましては、これまでも制定されておりましたが、漁業法の改正に伴い、条項のズレ等が発生したことから、新たに「意見の聴取に関する手続規程」を制定し、これまでの「意見の聴取に関する手続規程」を廃止しましたので、御報告するものです。

意見の聴取に関する手続規程とは、委員会が、漁業調整等に関する処分を受ける当事者から意見を聴取する必要がある場合、その手続について定めた規程です。

資料77ページをご覧ください。

これまでの「意見の聴取に関する手続規程」と、新たに制定した「意見の聴取に関する手続規程」の新旧対照表をお示しております。

新旧対照表の「新」の第1条（趣旨）をご覧ください。

意見の聴取が必要となる場合としましては、

例えば、漁業法第 86 条 漁業権に条件を付ける場合  
漁業法第 89 条 休業による漁業権の取消し  
漁業法第 92 条 適格性の喪失等による漁業権の取消し等  
漁業法第 93 条 公益上の必要による漁業権の取消し等  
漁業法第 116 条 沿岸漁場管理団体の指定の取消し  
漁業法第 177 条 国が行う処分による補償  
等がありますが、これらの処分を行わなければならなくなった場合に、意見を聴取する手続きを定めた規程となります。

次に、大きく変わった部分について御説明いたします。

資料 8 1 ページをご覧ください。

第 8 条（文書等の閲覧の手続）につきましては、今回削除されましたが、その理由は、これまで意見の聴取に関する文書の閲覧を請求する場合は、海区漁業調整委員会に請求することとなっていましたが、漁業法の改正に伴い、閲覧の請求は、知事にすることと改正されたので、この条項は削除されました。

また、資料 8 9 ページをご覧ください。

第 1 4 条（令の準用）及び第 1 5 条（準用）につきましても削除されました。

旧漁業法の第 1 0 条につきましては、漁業権の免許を受けることに関する条項ですが、そもそも漁業権の免許を受けることは、不利益処分には該当しませんので、この条項は削除されております。

事務局からの御説明は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

それでは、特にないようですので、報告 1 「海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程について」の報告を終了します。

引き続きまして、報告 2 「九州ブロック会議に係る書面決議について」事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

九州ブロック会議に係る書面決議について御説明いたします。

資料 9 3 ページをご覧ください。

令和3年度要望事項につきましては、令和2年（2020年）10月7日に開催しました第498回の本委員会におきまして、本県からの要望としまして、（2）、（7）、（17）、（23）の4項目について要望することと、九州各県からの要望に対する本県の回答についてもご了解をいただきました。

また、本県要望に対する、九州各県の回答としましては、全てが本県要望に賛同するという内容でした。

九州各県の要望とそれに対する各県の回答を、資料95ページから資料142ページまでに示しております。

本来であれば、九州ブロックの各県の回答を協議するため、全国漁業調整委員会連合会九州ブロック会議が開催され、その場で審議された後、承認される予定でした。

しかし、今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に、九州ブロック会議の開催は中止され、要望等の議題につきましては、書面表決により行うこととされました。

書面表決の内容につきまして御報告いたします。

資料147ページに、本県表決書を示しています。

第1号議案につきましては、各県からの要望についての表決になります。

第2号議案につきましては、全国漁業調整委員会連合会九州ブロックの役員改選についての議案です。

資料143ページをご覧ください。

今年度は、全国漁業調整委員会連合会九州ブロックの役員改選の年となっております。例年、次期役員につきましては、役員をしていない県が協議し、案を作成することとなっておりますので、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県が協議し、役員改選案を作成しております。

第3号議案につきましては、次回の九州ブロック会議の開催県についてです。資料145ページをご覧ください。開催県の順番につきましては、あらかじめ資料のとおり決められておりますので、次回開催県は順番からすると沖縄県となります。

資料147ページをご覧ください。

先程御説明しました3つの議案につきまして、熊本県連合海区漁業調整委員会の橋本会長に御了解いただき、熊本県として承認する旨回答しております。

資料149ページをご覧ください。

今年度の九州ブロック会議の担当県は、本県でありましたので、九

州各県からの表決書を取り纏め、全国漁業調整委員会連合会と九州各県に書面表決の結果を報告する予定です。

事務局からの御説明は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

それでは、特にないようですので、報告2「九州ブロック会議に係る書面決議について」の報告を終了します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

なければ、これで第500回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。